

ウィズコロナ・ポストコロナ時代における 産業の振興と基盤の強化に向けた提言

【ポイント】

- 農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図ること。
- そのため、
 - ・ デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの創出を促進するとともに、デジタル社会を担う人材を育成すること
 - ・ 新分野や業態転換など事業の再構築に取り組む中小企業を支援すること
 - ・ スマート農林水産業を促進するための環境を整備すること
- ウィズコロナ・ポストコロナにおける、業種や職種を越えた転換を伴う労働力移動・再就職支援を促進すること。
- 農林水産業の持続性確保に向け、経営感覚に優れた人材等を育成・確保するための制度改善及び予算の拡充を行うこと。

我が国では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面型サービスを中心に消費が著しく減退している。加えて、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減による販売や生産の落ち込みなど様々な業種に極めて深刻な経済的影響が発生した。その影響は、女性を中心とした非正規労働者の雇用情勢にも深刻な影響をもたらしている。

また、かつて経験したことがない超高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、ピーク時の1997年と比較すると、既に約1,000万人の生産年齢人口が減少し、2050年にはさらに2,000万人以上が減少すると予測され、また、時間当たりの労働生産性はG7諸国で最低水準となっている。こうした労働力の確保や労働生産性の向上といった課題もあり、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況である。

一方、人との接触や移動が制限される中、「新しい生活様式」を取り入れ、多様で柔軟な働き方や新しいビジネスモデルが生まれるなど、「ピンチをチャンスに変える」動きも高まっており、ウィズコロナ・ポストコロナ時代では、中小企業等のデジタル化を促進することで、コスト削減や生産性向上、さらには新たな付加価値を創出し、「新しいビジネスモデル」への転換を図っていかなければならない。そのためには、企業の業態転換や成長が見込まれる分野への労働力移動が不可欠となる。

この機を逃すことなく、地域経済を強化し、ひいては日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現するため、国において、経済・雇用情勢の変化に応じ、次のとおり措置を求める。

1 ウィズコロナ・ポストコロナにおける雇用創出・環境整備

(1) 多様な働き方の促進

働き方改革関連法により、中小企業においても、昨年4月から時間外労働の上限規制が適用され、本年4月からは、同一労働同一賃金が適用されることとなり、国も「働き方改革推進支援センター」を設置し、さらにプッシュ型の支援など、きめ細かな相談を実施している。一方で、中小企業における働き方改革を進めるため、地方自治体と十分な連携を図りつつ、法改正適用後の中小企業の状況を的確にとらえた上で、企業ニーズに沿った各種支援策の柔軟な運用や、より一層の支援策の強化を図ること。

また、時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルスの感染拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

さらに、ギグ・ワーク、複業・副業や兼業など多様な働き方が拡大する中で、新型コロナウイルスの感染拡大がフリーランス等に対する支援の必要性を明らかにした。

今後もこうしたフリーランスなど組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、個人が、フリーランスなどそれぞれ望む働き方を選択し、安心して働けるよう、必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討し、ガイドライン等について広く周知を行うこと。

(2) 業種や職種を越えた転換を伴う労働力移動・再就職支援の促進

人手が不足している分野や成長分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

(3) 非正規雇用労働者・女性等の再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、女性の就業割合の高い非正規雇用労働者の離職者が増加していることを踏まえ、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、基金を活用した「緊急雇用創出事業」など、雇用の受け皿を確保するための対策を講じること。

また、就職氷河期世代は不本意ながら不安定な仕事に就いているケースも多いため、特に正社員としての再就職のための支援をはじめ、離職者の再就職に向けてより手厚い支援を行うこと。

(4) 新規学卒者等に対する支援の強化

再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を

講じること。

また、通年採用や、既卒未就業者の採用の促進など、就職機会の更なる拡大に向け、経済界への要請や、必要な支援策を強化すること。

2 コロナ禍でも揺るがない生産・経営基盤の構築

(1) 経営を継続するための支援強化

令和3年1月の緊急事態宣言の再発令以降、販売額が減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、販路の転換又は拡大等、前向きに次期作に取り組む農業者に対して、資材や機械の導入、販路拡大等の生産・販売活動を引き続き支援すること。

また、経営継続補助金等の事業継続に向けた支援策や農林水産物の魅力発信による需要喚起を継続的に実施すること。

(2) 農林水産業の持続性確保に向けた経営発展支援の充実と生産基盤の強化

多様化する国内外の需要に対応できる経営体の育成に向け、経営感覚に優れた人材等を育成・確保するため、発展意欲のある農業者の経営課題の解決に向けて専門家派遣を実施する農業経営者サポート事業の上限額の撤廃などの制度改善及び予算の拡充を行うこと。

また、「国産回帰」や「家庭内食需要の増加」など、コロナ禍で生じた需要を確実に捉えるためには、生産体制の整備が必要である。ハード事業とともに、地域の実情に応じて一体的に行えるソフト事業の創設など生産体制整備や6次産業化の推進に係る必要な予算を確保すること。

さらに、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向け、地域農業の中核となる経営体に対する農地の集積・集約化、集積した経営基盤を維持していくために必要となる農地中間管理機構が担う農地の契約更新や管理に係る予算を確保するとともに、農業や林業、水産業の体質強化に資する基盤整備の推進に必要な予算の確保や財政措置の充実と水産資源の維持増大を図ること。

(3) 農林水産業の復旧・復興の加速化、防災減災対策のための基盤強化

台風、豪雨や土砂災害などの激甚化する自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農林業用施設、農業用ハウスや、定置網等の生産施設等、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、農林漁業のさらなる成長産業化を目指すためには、コロナ禍でも揺るがない生産基盤の構築と密接不可分な防災対策も重要であることから、ため池などの農業水利施設や治山・林道施設、漁港施設などの補強、老朽化対策、大規模自然災害の頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減対策、適切な保全管理を通じた長寿命化対策、農業用ダムの洪水調節機能の強化、山地災害危険地区等

における治山・森林整備対策や農林水産物の生産・流通機能の確保対策など、地方自治体が中長期的な見通しのもと、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を強力かつ計画的に実施するため、必要な予算を安定的に確保すること。

(4) 農林水産業のセーフティネットの構築

安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り支援の充実を図ること。

(5) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

① 中小企業等の事業承継の促進に向けて

日本経済の待ったなしの課題である事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が連携し、効果的・効率的な支援に取り組むことができるよう、引き続き財政支援の拡充を図るとともに、各地域の構成員等の取組を一元的に情報提供する仕組みの構築や、全国的なメディアを活用した広報による事業承継に対するマイナスイメージの払拭、補助金や融資制度の利用促進を図ること。

事業承継税制については、引き続き、手続きの簡素化や、持ち株会社を含め、様々な経営体制の実態に即した税の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るなど、より一層の利用促進に向けた取組を実施すること。その際、年次報告書の確認を含めた自治体の審査事務の簡素化も図ること。

② 多様な事業承継の促進に向けて

第三者承継を推進するため、全国の事業承継・引継ぎ支援センターのデータベース開放による利用拡大や、後継者の有力な受け皿となりうる起業家と後継者不在企業とのマッチングを推進するとともに、第三者承継に係る税制優遇策を早期に導入すること。

また、後継経営者による新たな価値を生み出す取組を円滑に推進していくため、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援の充実を図ること。

(6) 中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援

国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続きポストコロナを見据えた事業者の資金繰り支援を行うこと。

政府系金融機関の資本金劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う期間限定の特別対策として、資本金劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

また、都道府県が実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施する

にあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給などの経費に対する支援を行うこと。

3 コロナと共存する生活・生産様式への転換

持続可能な社会を実現していくためには、農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、A I・I o T等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図る必要があることから、次のことに取り組むこと。

(1) デジタル技術を活用した新しいビジネスモデル創出の促進

中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、D X推進ガイドライン等の活用を推奨する情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。

また、地方において不足しているデジタル人材確保のため、企業が必要とする人材のマッチングなど確保対策の充実・強化を行うとともに、デジタル人材が不足する企業と伴走パートナーとなるI T企業をマッチング・連携するための支援を行うこと。

加えて、地方が取り組む実証実験や社会実装をサポートする取組への財政支援を行うとともに、こうした取組の認知度を向上させるため、国において一元的に発信する仕組みを整えること。

(2) デジタル社会を担う人材育成・活用促進

デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる社会の実現には、デジタル技術やデータ分析、サイバーセキュリティ等に精通した人材、デジタル技術を活用して革新的サービスやソリューションを創出できる人材等が必要であり、また、誰もが積極的にデジタル技術やデータを活用できるようリテラシーを高めることも重要である。

このため、引き続き、こうした人材の育成、リテラシー教育を重要政策に位置づけ、E d T e c hコンテンツの活用やS T E A M教育の導入等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、A Iやプログラミングなどについて誰もが専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進すること。また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。

(3) 新分野や業態転換など事業の再構築に取り組む中小企業支援

コロナと共存する時代の中で、経済社会の変化に対応するためには、中小企業等の思い切った業態転換や事業再構築、生産性向上が必要であり、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、多くの事業者が活用できるよう、要件緩和や手続の簡素化を図るとともに、地域の実情に応じた適正

な配分を行うことにより、早期かつ着実に地域の事業者を支援すること。

(4) スマート農業等の加速

農業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により農業生産構造が脆弱化する中、生産現場において一層の省力化や生産性・収益力の向上を実現するには、生育状況や気象、販売実績などのビッグデータをAIによって解析し、生産性を向上させる技術など、スマート農業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、スマート農業実証プロジェクト等を通じて効果が明らかになった技術・機械等の導入支援を強化するとともに、幅広い品目や、中山間地域など条件不利地域にも対応できる技術開発・実証を更に進めるため、引き続き実証プロジェクトを推進すること。

また、現場でスマート農業の普及を担う人材の育成を促進するとともに、ドローンに適した登録農薬の拡大の推進や、スマート農業に適した生産基盤整備の推進、通信基地局設置への支援、ロボット農機の自動運転・遠隔操作の実現に向けた関係法令の見直しなど、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。

さらに、航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る先端技術の開発・実装と、普及に向けた環境整備などのスマート林業、また、ICT等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備などのスマート水産業についても推進すること。

4 ウィズコロナ・ポストコロナにおける企業の生産性向上

(1) 対日直接投資の更なる促進

我が国の持続的な成長を実現するには、優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れるなど対日直接投資を促進させ、イノベーションにより新たな産業を創出することが不可欠であり、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応できるよう、デジタル技術を活用し、外国企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の日本貿易振興機構（JETRO）が有する機能を充実・強化させること。

さらに、日本に進出する企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援を推進すること。

(2) 中小企業等の海外展開の拡大

人口減少で国内市場が縮小していく中、新興国の急速な経済成長等に伴う海外需要の拡大を積極的に取り込んでいく必要があるが、新型コロナウイルスの世界的なまん延及び影響の長期化により、海外での展示会出展等をはじめとするバイヤーとの対面での接触が困難になり、商談活動が進めにくい状況になっている。

このため、オンラインの活用などにより、魅力的な農林水産物や有望な技術・商品等を有する中小企業等の海外進出やプロモーションの実施、施設整備等輸出促進に対する支援策を充実・強化すること。

(3) 産業競争力強化のための研究開発への投資拡大・産学官連携の推進

産業競争力を強化し地域の活性化を図るためには、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化や、産学官の連携によるオープン・イノベーションを通じた付加価値創造や新たなイノベーションの創出を進めていく必要がある。

産学官が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成するため、企業や大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度などが積極的に活用されるための方策を講じること。また、企業と大学等の連携による研究開発・事業化支援、大学発ベンチャーやポストコロナ時代に求められるイノベーション創出の担い手となるスタートアップの育成に対する継続的な支援の充実・強化を図ること。

(4) サプライチェーンの強靱化に対する支援

地方の生産拠点強化を図ることにより、関連企業への波及効果、雇用の創出など、地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待される中で、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、令和2年度第三次補正を含めた予算措置状況は補助希望額と大きな乖離がある。国内回帰の機運が高まっている今こそ、国内の生産能力の増強・高度化を図る好機と捉え、必要かつ十分な予算を確保するとともに、地方の生産拠点機能の強化を図る観点からも、中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、長期的に活用できるようにすること。

(5) 国内半導体産業の再興

産業のデジタル化の基盤である半導体について、現在国において、半導体・デジタル産業戦略の方向性が議論されているところであるが、我が国の半導体産業の再興に向け、地域の雇用を確保する観点からも、これまでにない規模での支援策を講じること。

令和3年6月10日

全国知事会